SusHi Tech Tokyo 実行委員会設置要綱

（設置目的）

第１条　東京都は最先端のテクノロジー、多彩なアイデアやデジタルノウハウによって、世界共通の都市課題を克服する「持続可能な新しい価値」を生み出す「Sustainable High City Tech Tokyo = SusHi Tech Tokyo」を実現する取組を行っている。

その取組の１つとして、毎年、東京で国内外のスタートアップ、投資家、大企業、自治体などの多様な参加者が出会う場を提供し、社会・経済的インパクトが大きいビジネス、オープンイノベーションが生まれる可能性を創出するグローバルイノベーションカンファレンス SusHi Tech Tokyo（関連して実施されるプログラムを含み、以下「本カンファレンス」という。）を実施する。本カンファレンスを、地方自治体と関係団体等が連携し、安定的かつ継続的に実施するために、SusHi Tech Tokyo 実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

（１）本カンファレンスの企画に関する事項。

（２）本カンファレンスの広報に関する事項。

（３）本カンファレンスの実施に関する事項。

（４）委員会の運営に関する事項。

（委員会の構成）

第３条　委員は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員会の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることができる。

２　委員長は、委員のうち東京都副知事の職にある者をもって充てる。

３　副委員長は、委員のうち東京都スタートアップ戦略推進本部長の職にある者をもって充てる。

４　委員長は、委員会を代表する。

５　委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係団体等に会議への出席を求めることができる。

６　委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代行する。

（任　期）

第４条　委員の任期は、委員となった日の属する会計年度（事業年度）又は委員が別表１に掲げる職を退く日もしくは委員会が解散する日のいずれか早い日までとし、再任も可能とする。

２　前項の任期中に別表１に掲げる職にある者に変動が生じることとなった場合、その者（以下「前任者」という。）は直ちに自らの次に当該職に就く者（以下「後任者」という。）を委員長に届け出るものとする。この場合、後任者が当該職に就いた後であって、所定の手続を経て委員会の承認を得た時に、前任者は委員を退任し、後任者が委員に就任するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、委員会において委員を解任することがある。この場合、

別表１に掲げる当該委員の所属する組織又は団体は、直ちに代替の候補者を委員長に届け出るものとし、当該候補者は、所定の手続を経て委員会の承認を得た時に委員に就任するものとする。

（監　事）

第５条　委員会には監事を置く。

２　監事は、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該組織の別の役職者を充てることができる。

３　監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。

４　監事は、財務規程に定める事業年度の決算にあたって、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

５　監事について前条の規定を準用する。

（事務局）

第６条　委員会の事務を処理するため、東京都スタートアップ戦略推進本部内に SusHi Tech Tokyo 実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

２　事務局長は、東京都スタートアップ戦略推進本部の参事級の職にある者をもって充てる。

３　事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

４　副事務局長は、別表３の職にある者をもって充てる。なお、副事務局長は複数名置くことができる。

５　副事務局長は、事務局長を補佐する。また、事務局長が不在のときは、事務局長が事前に指名した副事務局長がその職務を代行する。

６　事務局員は、別表３に掲げる者をもって充てる。なお、事務局員は複数名を置くことができる。

７　事務局員は、事務局長及び副事務局長の指揮監督の下、委員会の事務を担うものとする。

８　事務局について、第４条の規定を準用する。

（外部監査人）

第７条　委員長は外部監査人を選定する。

２　外部監査人は、定期的に委員会の業務執行並びに会計処理等を調査・検証するとともに、監事との意見交換を行う。

３　外部監査人は、財務規程に定める会計年度（事業年度）の決算にあたって、前項の内容を実施する。

（秘密保持）

第８条　委員、幹事及び事務局は、その職務上知り又は知り得た情報を、委員長の許可なく、第三者に開示もしくは漏洩し、または委員会の活動以外の目的に使用してはならない。

（解　散）

第９条　委員会は、委員会の目的を達成した場合、委員会の存続が困難となった場合その

他解散の必要が生じた場合に、委員会の決議によって解散する。

２　委員会を解散するにあたって、外部監査人は委員会の一連の業務執行並びに会計処理等を調査・検証する。

（事務規程等）

第 10 条　委員会に係る会則、事務規程、財務規程及び契約規程については、委員会において定めるものとする。

（その他）

第 11 条　本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和８年７月７日から施行する。

（別表１）SusHi Tech Tokyo 実行委員会

実行委員会委員	
委員長	東京都副知事
副委員長	東京都スタートアップ戦略推進本部長
委員	（一社）日本経済団体連合会 常務理事
委員	（公社）経済同友会 代表理事
委員	（一社）新経済連盟 事務局長
委員	東京商工会議所 常務理事
委員	（一社）スタートアップエコシステム協会 代表理事
委員	（一社）スタートアップスタジオ協会 代表理事
委員	（一社）インパクトスタートアップ協会 正会員
委員	（一社）スタートアップ協会 代表理事

（別表２）SusHi Tech Tokyo 実行委員会監事

監　事
東京都スタートアップ戦略推進本部戦略推進部戦略企画課長

（別表３）SusHi Tech Tokyo 実行委員会事務局

事務局員	
事務局長	東京都スタートアップ戦略推進本部 スタートアップ戦略推進担当部長
副事務局長	東京都スタートアップ戦略推進本部 イノベーション推進担当部長
副事務局長	東京都スタートアップ戦略推進本部 スタートアップ戦略推進担当部長
副事務局長	東京都スタートアップ戦略推進本部 戦略推進部イノベーション戦略課長
副事務局長	東京都スタートアップ戦略推進本部 戦略推進部スタートアップ推進課長
副事務局長	東京都スタートアップ戦略推進本部 戦略推進部イノベーション戦略担当課長
副事務局長	東京都スタートアップ戦略推進本部 戦略推進部スタートアップ戦略推進担当課長
事務局員	東京都スタートアップ戦略推進本部 戦略推進部イノベーション戦略課及びスタートアップ推進課職員